

西条市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（概要）

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定等に基づき、西条市の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定める。

第 1 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義と効果

- 公共建築物における木材の利用の促進が、森林の適正な整備、地域経済の活性化、地球温暖化の防止等に貢献すること。
- 公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、他の木材の利用の拡大といった波及効果も期待できること。

2 木材の利用を促進すべき公共建築物

- 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物、及び市以外の者が整備する建築物であって、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等

3 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

- 4 の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を推進する。
- CLT や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用促進に努める。
- 木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。
- 公共建築物において使用される備品や消耗品としての木材利用、木質バイオマスの利用の促進を図る。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

- 建築基準法等の法令において耐火建築物が求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を推進する。
- 建築基準法の一部改正により、3 階建ての木造の学校や延床面積 3,000 平方メートルを超える木造建築物等について、準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を推進する。

5 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

- 木材の利用促進に当たっては、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保、並びに合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図る。

第 2 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- 整備する公共建築物のうち、低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る。
- 高層・低層にかかわらず、内装等の木質化、備品及び消耗品としての木材利用、木質バイオマス利用を促進する。
- CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を検討する。
- 公共事業において、木材の利用を促進する。

第3 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- 木材の供給に携わる者が連携して、木材の供給体制の整備等に取り組む。

第4 その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

- 庁内の関係部局間の連絡・調整等を円滑に行う。
- 市方針に基づき、市が整備する公共建築物における木材の利用状況等については、その公表に努めるものとする。
- 市が整備する公共建築物において、地域産材の利用促進に努めるものとする。
- 公共建築物における木材の利用状況や情勢の変化に鑑み、必要が生じた場合は、市方針を変更することとする。